

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 2月 2日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：20件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	計装用空気系除湿装置（B）の吸着塔乾燥用送風機が過負荷トリップしたため、当該送風機を点検・修理	D	
2	2号機	非常用ディーゼル発電機（B）の機関付潤滑油ポンプとギアボックスの取付部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
3	2号機	非常用ディーゼル発電機（B）の機関本体東側排出油トレイの下部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
4	2号機	原子炉補機冷却系熱交換器（A）のベント配管と安全弁配管の取付け部付近の保温材カバーに一部破損及び止めネジの外れが認められたため、当該部を点検・修理	D	
5	2号機	原子炉補機冷却系熱交換器（B）の安全弁配管の取付け部付近の保温材カバーに一部破損及び止めネジの外れが認められたため、当該部を点検・修理	D	
6	2号機	原子炉補機冷却系熱交換器（C）のベント配管と安全弁配管の取付け部付近の保温材カバーに止めネジの外れが認められたため、当該部を点検・修理	D	
7	3号機	タービン建屋換気空調系の排風機設備建屋用電源ケーブルの被覆に軽度の損傷（3本に各1箇所）が認められたため、当該ケーブルを点検、修理	D	
8	3号機	非常用ディーゼル発電機（B）室ストームドレンサンプポンプの再循環配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
9	3号機	タービン建屋2階主発電機南側の天井付近より雨水の滴下（4～5滴/秒程度、汚染なし）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
10	3号機	廃棄物処理建屋2階南側の資材倉庫内の上部壁際より雨水の浸入が認められたため、当該部を点検・修理	D	
11	4号機	タービン建屋換気空調系の排気筒モニタ（A、B）の測定データに、電気的ノイズの影響による指示値の変動が認められたため、対応検討	C	
12	4号機	タービン建屋換気空調系北側給気処理装置の点検扉に貼付されていた注意喚起用表示板が、腐食・変形し外れていたため、当該表示板を交換	対象外	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
13	4号機	廃棄物処理建屋の大物搬入口天井部付近より雨水の浸入が認められたため、当該部を点検・修理	D	
14	5号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器（A）室差圧調節計の制御用空気弁の配管接続部からエアリークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
15	5号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器（B）室差圧調節計の制御用空気弁の配管接続部からエアリークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
16	6号機	屋外発電機水素ポンプ建屋の入口扉に施錠不良が認められたため、当該扉を点検・修理	対象外	
17	6号機	廃棄物処理建屋1階ドラム缶搬出エリア天井の空調ダクト貫通部より雨水と思われる水の浸入が認められたため、当該部を点検・修理	D	
18	6号機	復水脱塩装置用計装空気圧縮機のシリンダヘッド部にエアリーク及び同圧縮機出口逆止弁に異音発生（ガタガタ音）及び配管振動が認められたため、当該圧縮機及び弁を点検・修理	D	
19	6号機	制御棒駆動機構ポンプ（B）の潤滑油圧力に降下が認められたため、対応検討	対象外	4月8日再審議にて グレード変更 D → 対象外
20	6号機	タービン補機冷却系熱交換器（C）サンプリングシンク元弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・ 原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・ 圧力抑制室等への異物の混入 ・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで